

宅配ボックスの設置を補助します

上山市では、宅配ボックスの普及を促進し、荷物の再配達を防ぐことで温室効果ガス排出を削減し、地球温暖化の防止につなげるため、宅配ボックスを設置した方に対し、補助金を交付します。

【補助金交付の対象となる人】 ○のいずれかの項目と●の全ての項目に該当する人

- 市内に住所がある（または、今後、住所を置く予定）の個人で、居住する（または、居住する予定の）住宅と同一の敷地内に宅配ボックスを設置した人
 - ※賃貸住宅等の場合は、住宅の所有者から設置の同意が必要です。
- 賃貸住宅を所有する市民で、市内に建設されている（または、建設中の）賃貸住宅の敷地内に宅配ボックスを設置した人
 - 《共通項目》
- 同じ世帯の人が、この補助金を受けていない人
- 宅配ボックスの設置について、国、県、本市、その他の団体の補助金等の交付を受けていない人
- 市税の滞納がない人

【補助金額】

- 補助対象経費の50% ※1,000円未満切り捨て
 - （個人住宅：上限2万円、賃貸住宅：上限10万円）
- 補助対象経費 宅配ボックスの本体価格及び設置工事費
 - ※クーポンやポイント等による割引分を差し引いた額が対象



【補助対象の要件】

- 個人住宅は、1世帯につき1台に限る。
- 賃貸住宅は、1棟の総戸数を上限とし、各戸専用の場合は各戸1台ずつ、複数ボックスタイプ（共用）の場合は1台のいずれかを選択する。
- 運送業者が宅配物等を収納することができるもの。
- 盗難防止のため、アンカーボルトやワイヤーロープ等でしっかり固定されているもの。
- 収納部分（折り畳み式の場合は、使用時の収納部分。複数ボックスタイプの場合は1ボックス）の内寸の合計が80cm以上のもの。
- 未使用で新品のもの。



【事業実施期間】

- 対象となる購入日 令和8年4月1日（水）から令和9年2月10日（水）まで
- 申請期間 令和8年5月8日（金）から令和9年2月26日（金）まで
 - ※上記の期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

【補助金の交付に係る提出書類】

- 上山市宅配ボックス設置支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（所定の様式があります。）
- 宅配ボックスの購入及び設置費用に係る領収書又はレシートの写し
- 補助対象経費の内訳がわかる書類の写し
- 宅配ボックスの形状、規格、構造等が確認できるカタログや仕様書等の写し
- 宅配ボックスの設置状況がわかる写真
- 請求書（所定の様式があります。）、通帳の写し、印鑑



詳しくは、市ホームページ
をご確認ください

【申込先・お問い合わせ】上山市市民生活課生活環境係 023-672-1111（内線117・118）